知的財産権概論

４．実用新案法

４－１．実用新案の特徴

・　物品の構造などに関する考案
・　無審査、短期で登録
・　権利の取得・維持費用
・　中小・ベンチャー企業の利用
・　玩具、生活品メーカー
　　「写ルンです」「たまごっち」

４－２．基礎的要件

・　物品の形状、構造又は組合せに係るものでない（保護対象違反）
・　公序良俗違反
・　請求項の記載様式違反
・　単一性違反
・　明細書の著しい記載不備

「物品」：空間的に一定の形を保有
　　商取引の対象となる自由に運搬可能な商品
　　使用目的がはっきりしたもの
　道路、建築物などの構造も

４－３．制度の改正

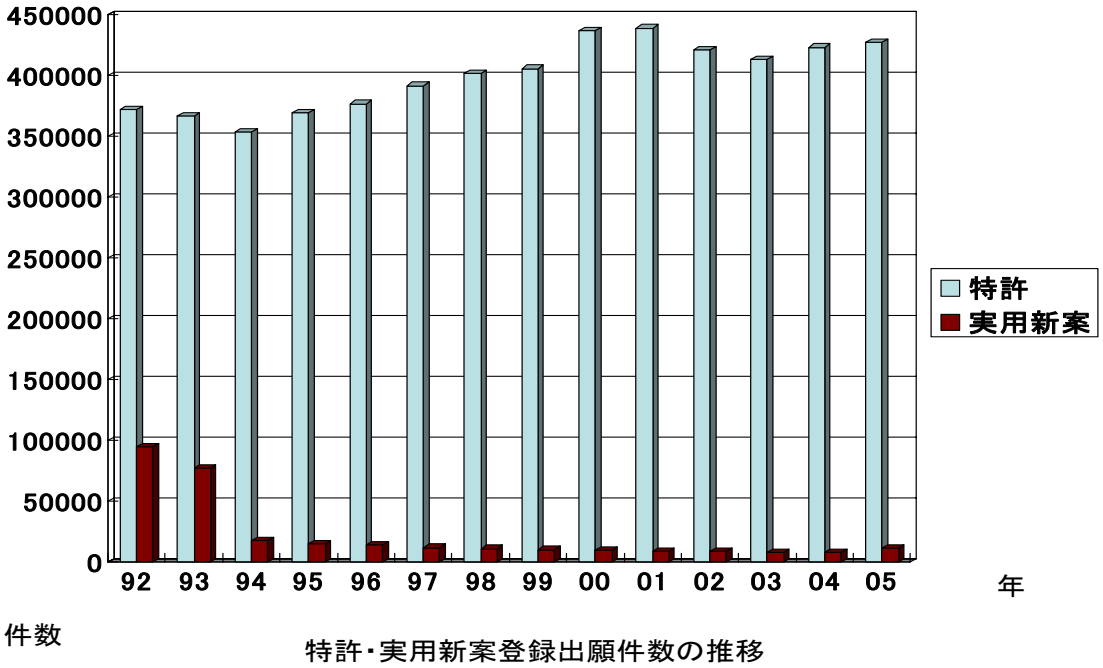

特許・実用新案登録出願件数の推移

保護を手厚くする方向に法改正（平成 16 年改正法）

・　保護期間　　６年　→　１０年

・　実用新案登録を特許出願に切り替え可（出願から３年以内）
（平成１７．４．１以降の出願に適用）

５．意匠法

５－１．意匠

・　デザイン

具体的な表現は、コンピューター、家具、冷蔵庫やテレビなど家庭電気製品、橋、ビル

・　意匠：インダストリアルデザイン

意匠法上の定義（第２条）

「物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美観を起こさせるもの」

目で見る外観　香り、音は含まない

肉眼で見ることが前提　　顕微鏡で見ないと見えないものは含まれない

実用新案の対象　　物品の形状　　技術的思想

意匠は、美観を起こさせるもの

著作権の対象との区別　　意匠は物品に係るもの

５－２．登録要件（基本的事項）

・　新規

・　創作性、創作容易性

・　公衆モラルに反しない、有名な商標と紛らわしくない、技術効果を果たす唯一の形状ではない

・　先願

・　審査官による審査

６．商標法

６－１．商標

商品に用いる商標

トレードマーク（商品の製造業者・販売業者が使用する）

役務（サービス）に用いる商標

サービスマーク（サービスの提供業者が使用する）

構成要素

文字（文字商標）　　例　味の素
図形（図形商標）　　例　キューピー、
　　花王（月）
立体的形状（立体商標）　例　ケンタッキー
記号（記号商標）　　例　ウロコのマーク
結合　　Ｓ★ＰＰＯＲＯ　　色彩

６－２．商標登録を受けると

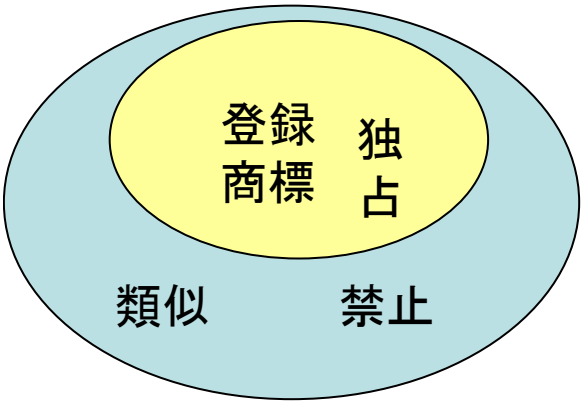

類似商品・類似役務、類似商標

６－３．登録を受けられないもの

・　識別力がない
　商品又は役務の普通名称のみ、ありふれた氏名･名称のみなど

・　公益性に反する
国旗、菊花紋章など

・　他人の利益を保護するため
他人の登録商標とまぎらわしい商標
他人の氏名、名称を含む商標
日本国内外で著名な商標と同一・類似の商標を不正の目的をもって使用するもの
　　など

６－４．商標類比の判断
称呼、外観、観念

６－５．地域団体商標制度（平成 17 年改正法）

「地域名＋商品（役務）名」

登録例

高崎だるま (たかさきだるま)	群馬県達磨製造協同組合	群馬県
京あられ (きょうあられ)	京都米菓工業協同組合	京都府

使用による一定程度の週知性の獲得

事業協同組合、農業協同組合など

地域が商品（役務）と密接な関連性

商標全体として商品（役務）の普通名称でないこと

従来制度の団体商標

関アジ（図形との組合せ）

夕張メロン（全国的な知名度）

７．著作権法

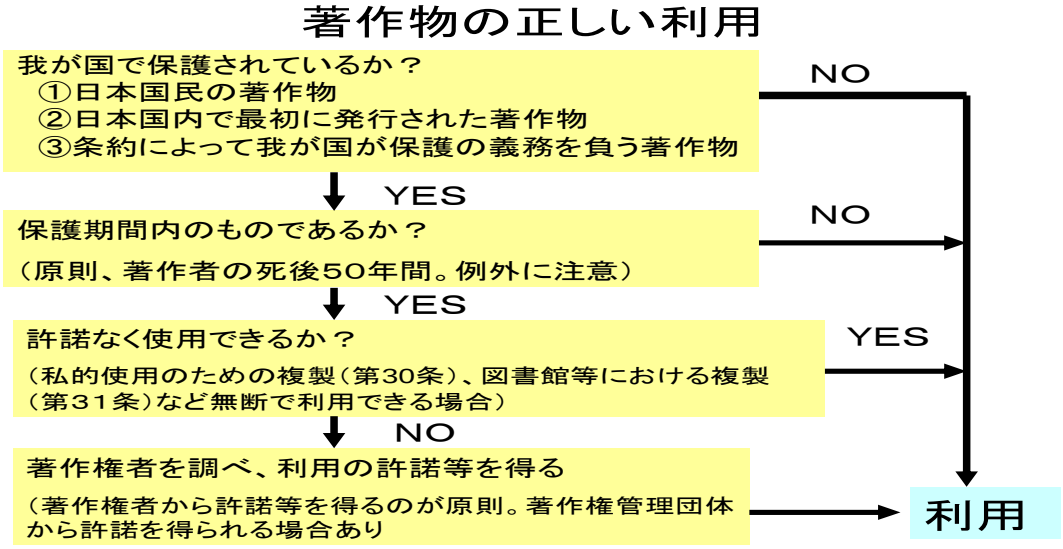

７－１．著作者の権利

・　著作物　　小説、講演、音楽、美術、映画、コンピュータ･プログラム、データベースなど

・　著作者　　著作物を創作した者
・　著作者の権利の発生　著作者の権利は、著作物を創作した時点で発生し、登録等は不要（無方式主義）

７－２．著作物

・　「思想又は感情」を表現したもの
　　単なるデータは除かれる
・　思想又は感情を「表現したもの」
　　アイデアは除かれる。発明（特許）との相違
・　思想又は感情を「創作的に」表現したもの
　他人の作品の模倣、単なる事実は除かれる
・　「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属する
　文化的所産であること、工業製品などは除かれる
（第２条第１項第１号）

「料理の本」　他人が、その料理を作って出した
「ルールブック」　ルールに従ってプレイした

７－３．著作物の種類

言語の著作物	講演、論文、小説、脚本、詩歌、俳句など（事実の伝達にすぎないものは除く）
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踏やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など（美術工芸品を含む）
建築の著作物	芸術的な建造物（設計図は、図形の著作物）
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、立体模型、地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオなど（録画されているものに限る）
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム（S60 年に入った）

７－４．著作権が侵害されたときの手続

・　民事上の救済

裁判所に訴状及び証拠書類を提出

侵害を行った者に対して、

侵害行為の差止め、損害賠償、不当利得返還などを求めるための手続

・　刑事上の制裁

検察又は警察に「告訴」する

侵害を行った者を処罰するための手続

告訴は、書面又は口頭で行うことができる

７－５．著作物を無断で利用できる場合

私的使用など例外的な場合にのみ認められる

原則として出所の明示が必要（第 48 条）

複製されたものをその目的外に使う場合には改めて複製の許諾を得なければならない

引用に当たっての注意

①　他人の著作物を引用する「必然性」

②　かぎ括弧をつけるなど、「自分の著作物」と「引用部分」とが区別されていること

③　自分の著作物と引用する著作物との「主従関係」が明確であること（自分の著作物が主体）

④　「出所の明示」がなされていること

７－６．著作権使用料

徴収額の推移（出所：日本音楽著作権協会（JASRAC））

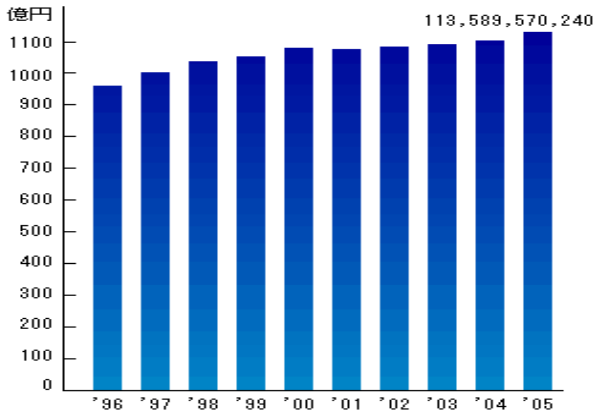

８．不正競争防止法

８－１．特徴

・　不正競争行為　一般条項がない。
　　禁止行為類型が限定列挙されている

・　不正競争行為に対する差し止め、損害賠償請求権、信用回復措置を、営業上の利益を害されている営業者に付与している

①　行政機関が介入して是正できる制度ではない

②　消費者又は消費者団体に請求権を付与しているのではないから、民事規制の役割をするわけでもない

③　営業者が、差し止めや損害賠償を請求するに当たり、登録などを受けておく必要がない

８－２．ドメイン名の保護

平成 13 年改正

　不正競争行為の類型として

「他社と同一または類似のドメイン名を取得・保有・使用する行為」追加

有名な企業の名前を関係のない第三者がドメイン名として登録した場合

ドメイン名取得者が商標権者に対して不当に金銭を請求したりする場合

９．関税定率法

・　輸入禁制品

　特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権の侵害品

　育成者権・・植物の新品種への改良を行った者について、「種苗法」に基づく品種登録により発生する権利

　育成者権　　業として、登録品種の「種苗」及び「収穫物」について、その生産、譲渡、貸渡し、輸出、輸入又は保管などを行う権利、存続期間は登録日から２５年（果樹など永年性植物３０年）

　権利別差止実績件数

意匠：玩具類などに使用された

人気キャラクター
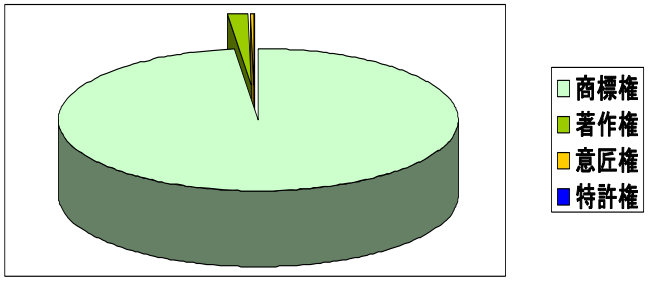
商標：バッグ類につけられた著名ブランド